様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）おおさかがすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 大阪瓦斯株式会社  （ふりがな）ふじわら　まさたか  （法人の場合）代表者の氏名 藤原　正隆  住所　〒541-0046  大阪府 大阪市中央区 平野町４丁目１番２号  法人番号　3120001077601  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　Daigasグループ中期経営計画2026 | | 公表日 | ①　2024年 3月 7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　大阪ガスホームページで公開  　https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2024/\_\_icsFiles/afieldfile/2024/03/21/240307\_5\_2\_4.pdf  　P16 | | 記載内容抜粋 | ①　本中期計画では、社会課題解決に貢献するミライ価値の共創、従業員の輝き向上、経営基盤の進化を重点戦略「3つの約束」として掲げ事業活動に取り組む  「経営基盤の進化」  アセットライトな経営意識の徹底 等  ・ROIC経営の推進　・DXによる事業変革  ・ガバナンス体制の強化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　Daigasグループ中期経営計画2026 | | 公表日 | ①　2024年 3月 7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　大阪ガスホームページで公開  　https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2024/\_\_icsFiles/afieldfile/2024/03/21/240307\_5\_2\_4.pdf  　P32 | | 記載内容抜粋 | ①　3) 経営基盤の進化 ②DXによる事業変革  ・お客さまや社会にとって魅力的なソリューションを創造し続けるため、事業とデジタルの融合を強力に推進する  ・グループ総合力の発揮と人材・体制の強化を進め、新サービスの創造と業務プロセスの変革といった内外への活動を加速  ＜新サービスの創造＞  ■新たな顧客体験の創出  ・お客さまのデータに基づく1to1コミュニケーションの実現とフリクションレスな（摩擦がなく快適な）顧客体験のご提供  ■高度なデータ活用  ・エネルギーの安定供給に向けたLNGサプライチェーンの最適化  ・IoTを活用した設備マネジメント  ＜業務プロセスの変革＞  ■Daigas X　※  ・企業・従業員価値が両輪で高まる働き方・仕事の進め方変革、環境づくり  ※ Daigasトランスフォーメーション | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認を経て公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①-1　Daigasグループ中期経営計画2026  　P32  ①-2　Daigasグループ中期経営計画2026  　P5 | | 記載内容抜粋 | ①-1　＜DX推進体制の強化＞  ・DX中核スタッフ人材の確保・育成（2024-26年累計目標 300名）  ・事業・デジタルを融合する推進体制  ・DX人材の採用強化  ・ITガバナンスの管理体制強化  ・オージス総研との協業推進  ①-2　DXによる事業変革  ・DX推進に向けた組織体制強化（DX企画部）  ・事業とデジタルを融合する推進体制の構築  ・デジタル人材育成に向けた教育 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　Daigasグループ中期経営計画2026  　P32 | | 記載内容抜粋 | ①　■システムの変革  ・SaaS・生成AI等の業務への組込み  ・新たな価値創造に向けた業務システム・ITインフラの再構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　Daigasグループ中期経営計画2026 | | 公表日 | ①　2024年 3月 7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　大阪ガスホームページで公開  　https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2024/\_\_icsFiles/afieldfile/2024/03/21/240307\_5\_2\_4.pdf  　P40 | | 記載内容抜粋 | ①　＜2026年度目標＞  ■お客さまの価値観に寄り添う先進的で多様なソリューションの共創  ・お客さまアカウント数 | 1,090万件  ・お客さま満足度 | 90%  ・イノベーションの推進 | 新ビジネス・新サービスの創出  ■健全でしなやかな経営基盤の維持・向上  ・DX中核スタッフ人材の確保 | 300名 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 5月 8日  ②　2025年 5月 8日  ③　2025年 6月24日 | | 発信方法 | ①　2025年3月期決算　説明会プレゼンテーション資料  　大阪ガスホームページで公開  　https://www.daigasgroup.com/ir/library/earnings/\_\_icsFiles/afieldfile/2025/08/07/20250508\_2.pdf  　P21　タイトル「25.3期決算の対前年比較-④件数、販売量等）」　上段　一番上の行  ②　2025年3月期決算　説明会プレゼンテーションスクリプト  　大阪ガスホームページで公開  　https://www.daigasgroup.com/ir/library/earnings/\_\_icsFiles/afieldfile/2025/05/19/20250508\_3.pdf  　冒頭「スピーカー」  ③　コーポレートガバナンスの状況  　大阪ガスホームページで公開  　https://www.daigasgroup.com/files/data/ir/governance/20250624\_CG.pdf  　P3下段「原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針」の＜2024年度活動実績一覧＞ | | 発信内容 | ①　お客さまアカウント数（戦略の達成状況を示す重要指標の一つ）の状況について説明  ②　冒頭「スピーカー」のとおり、代表取締役社長が自ら説明している。  ③　代表取締役社長が決算説明会等に対応していることを記載。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 11月頃　～　2025年 3月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 12月頃　～　2025年 6月頃 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ経営ガイドラインや重要インフラ安全基準等策定指針を参考に、サイバーセキュリティ対策を実施している。  技術統括／代表取締役副社長執行役員がサイバーセキュリティ委員会（情報セキュリティ部会）を開催しており、セキュリティ上の課題を経営トップに報告している。必要な対策については、技術統括／代表取締役副社長執行役員より指示を受けたIT部門より適宜経営会議に上程している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。